

バージニア州消費者データ保護法 (VCDPA) の概要

- 2021年3月成立、2023年1月施行。

1. 適用対象者

- バージニア州で事業を行い、又は製品若しくはサービスを生み出す (produce) 者のうち、以下のいずれかを満たすもの (§ 59.1-576. A)
 - (i) 1暦年の間に10万人以上の消費者の個人データを管理又は処理している
 - (ii) 2万5000人以上の消費者の個人データを管理又は処理し、年間売上高 (gross revenue) の50%超を消費者の個人情報の販売から得ている
- ※「消費者」とは「バージニア州の居住者 (resident) である自然人」をいう。ただし、商業的又は雇用的な文脈で行動する自然人を含まない (従業員等の個人データやB to Bの文脈で得た取引先担当者の個人データは対象外となる)。

2. 個人情報の定義

- 「個人データ」とは、識別された、又は識別可能な自然人に紐づけられている、又は合理的に紐づけ可能なあらゆる情報をいう (§ 59.1-575)。
- 「機微データ」(sensitive data) の定義あり (§ 59.1-575)。
 - ① 人種・民族的出身、宗教的信条、心身の健康診断、性的指向、市民権・移民権の状況などを明らかにする個人データ
 - ② 自然人を一意に識別することを目的とした遺伝子データ又はバイOMETリックデータ
 - ③ 本人が子どもであることを知りながら収集された個人データ
 - ④ 正確な位置情報データ

3. 事業者の義務

- ① 消費者への情報提供義務
 - ◇ 合理的にアクセス可能で、明確かつ有意義なプライバシー通知によって、(i) 処理する個人データの類型、(ii) 処理目的、(iii) 消費者の権利行使の方法、(iv) 第三者と個人データを共有する場合の当該第三者及び個人データの類型を提供する義務 (§ 59.1-578. C)
 - ◇ 管理者が個人データを第三者に販売する場合、又はターゲット広告のために個人データを処理する場合、当該処理及びオプトアウトの方法を明確かつ目立つように開示する義務 (§ 59.1-578. D)
- ② 個人データの収集を、消費者に開示された処理目的との関係で、適切で、関連性があり、かつ合理的に必要な限度で行う義務 (§ 59.1-578. A. 1)
- ③ 個人データの処理を、消費者に開示された処理目的との関係で、合理的に必要な又は適合する限度で行う義務 (§ 59.1-578. A. 2)
- ④ 処理者に処理を委託する場合に一定の条項を含むデータ処理契約を締結する義務 (§ 59.1-579. B)
- ⑤ 合理的な管理、技術、及び物理的なデータセキュリティを確立し、実施し、維持する義務 (§ 59.1-578. A. 3)
- ⑥ 消費者の同意を得ることなく「機微データ」(sensitive data) を処理しない義務 (児童の機微データの場合には、COPPAに従って処理する義務) (§ 59.1-578. A. 5)
- ⑦ 消費者に権利行使の機会を保証し、これに対応する義務 (§ 59.1-577. B, C, 578. E)
- ⑧ 差別の禁止
 - ◇ 消費者に対する違法な差別を禁止する州法及び連邦法に違反して個人データを処理しない義務 (§ 59.1-578. A. 4)
 - ◇ 消費者が権利を行使したことを理由に、差別してはいけない義務 (§ 59.1-578. A. 4)
- ⑨ 自身のデータ処理活動 (ターゲット広告を目的としたデータ処理、個人データの販売等) について

データ保護アセスメントを実施し、文書化する義務（§ 59.1-580）

4. 本人の権利（§ 59.1-577. A）

- ① 処理される個人データについてのアクセス権
 - ② 不正確な個人データの訂正請求権
 - ③ 削除請求権
 - ④ 自身の個人データのコピーを携帯可能なフォーマットで取得する権利（いわゆるデータポータビリティ権）
 - ⑤ (i) ターゲット広告、(ii) 個人データの販売、(iii) 消費者に関する法的又は類似の重大な影響をもたらす決定を促進するためのプロファイリングを目的とした個人データの処理からオプトアウトする権利
- 上記権利を放棄又は制限しようとする契約条項は、公序良俗に反するとみなされ、無効かつ執行不能となる（§ 59.1-578. B）。

5. 違反に対する責任（§ 59.1-584）

- ① 司法長官（Attorney General）からの提訴
 - ◇ 本法違反に対して、執行者である司法長官が、州の名において、以下のいずれかを求める民事訴訟を提起することができる。
 - (i) 差止命令
 - (ii) 違反1件当たり最高7500ドルの民事罰
- ② 消費者の私的訴権は定められていない